

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**  
**(神奈川県担当部会)**  
**平成 29 年3月 16 日答申分**

## **○答申の概要**

<b>年金記録の訂正を不要としたもの</b>	<b>1件</b>
<b>厚生年金保険関係</b>	<b>1件</b>

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600347号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱) 第1600005号

### 第1 結論

昭和24年6月7日から昭和30年6月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和8年生

住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年6月7日から昭和30年6月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B部を退職後に脱退手当金が支給されたことになっている。私は、同社の退職時に退職金及び失業保険の給付を受けた記憶はあるが、請求期間に係る脱退手当金を受け取った記憶はないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に、脱退手当金の資格期間、平均標準報酬月額、支給金額及び支給開始年月日が表示されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から約2か月後の昭和30年8月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者に対しては、請求期間後の別の事業所に係る厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に請求期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該請求期間も併せて請求手続がとられるべきところ、請求者は請求期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、請求期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものと考えるのが自然である上、請求期間の被保険者記号番号と請求期間後に脱退手当金を受給したと認めている期間の被保険者記号番号は別の番号となっている。

このほか、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。